



国民健康保険の高額療養費の支給申請手続きの簡素化の対象者を拡充

保険年金課 ☎78216481
☎77519827

高額療養費とは、同じ診療月に支払った医療費が高額になったときに、自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。1月から、70歳未満の人が含まれる世帯における高額療養費の支給申請の手続きを簡素化します。

1月以降に送付される申請書を提出することで、次回以降は自動振込になります。また、支所・出張所でも手続きが可能となり、領収書の提出も不要になります。※国民健康保険税に未納がある場合は、簡素化の対象となりません。既に自動振込が行われている場合は、自動振込が中断されます。

国民健康保険の出産育児一時金の額を変更

保険年金課 ☎78216481
☎77519827

産科医療補償制度の対象外の出産(海外での出産など)に対する出産育児一時金の額を変更しました。1月以降に第1子を出産する場合、40万

8千円を支給します。なお、産科医療補償制度の対象となる出産の場合は、引き続き42万円の支給です。直接支払制度を利用する出産の場合は、申請は不要です。※海外での出産など、直接支払制度を利用しない場合は、保険年金課で出産育児一時金の支給申請が必要です。

国保・後期高齢者医療 傷病手当金の期間延長

保険年金課(国保給付担当) ☎78216481
(高齢者医療担当) ☎77551255
☎77519827

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度(後期高齢者医療)の加入者で、給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染して、仕事を休んだ場合などに支給される傷病手当金の適用期間を、3月31日(休)まで延長しました。

年金受給者に 源泉徴収票を郵送

保険年金課 ☎77515137
☎77519827
大宮年金事務所 ☎65213399

1月下旬、年金受給者に日本年金機構から源泉徴収票が郵送されます。※障害・遺族年金は非課税のため郵送されません。源泉徴収票に

市長選挙・市議会議員補欠選挙開票結果

選挙管理委員会事務局 ☎775-9689・☎775-9819

令和3年11月28日に行われた上尾市長選挙および上尾市議会議員補欠選挙の結果は次のとおりです。

【開票結果】(得票順、敬称略)

●市長選挙

候補者氏名	党派	得票数
当 畠山 稔	無所属	39,636
深山 孝	無所属	19,236

●市議会議員補欠選挙

候補者氏名	党派	得票数
当 小池 佑弥	自由民主党	33,861
會田 千和	無所属	21,240

- 有効投票58,872票
- 無効投票916票
- 不受理・持ち帰りと思われる票0票
- 有効投票55,101票
- 無効投票4,652票
- 不受理・持ち帰りと思われる票2票

	当日有権者数	投票者数		投票率	
		市長選	市議会議員補欠選	市長選	市議会議員補欠選
男	94,342人	29,650人	29,624人	31.43%	31.40%
女	97,309人	30,138人	30,131人	30.97%	30.96%
計	191,651人	59,788人	59,755人	31.20% (前回35.19%)	31.18% (前回35.17%)

は、昨年の年金支払総額、源泉徴収税額、扶養控除などの内容が記載されています。この源泉徴収票は確定申告や市民税・県民税の申告をする時に必要になるので、大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失して再交付を希望する場合は、2月になっても届かない場合は、大宮年金事務所またはねんきんダイヤル(☎0570-0511165)へ問い合わせてください。また、申告をする時に「国民年金保険料控除証明書」が必要な場合も、大宮年金事務所へ問い合わせてください。

臨時特別給付金 (12月16日時点)

■子育て世帯

子ども支援課 ☎775-5120・☎774-5342

令和3年9月分の児童手当受給世帯には12月24日に、指定口座に給付金を振り込みました。 ※支払通知の対象児童に相違がある人は連絡してください。【給付額】児童1人10万円 次の①②のいずれかに該当する児童の保護者は申請が必要です(児童手当の所得制限超過者は対象外)。①平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ②令和3年9月1日～令和4年3月31日生まれ 申①12月下旬送付の申請書を返送(申請受付日の翌月末に支給)②児童手当を申請した人は不要(審査終了後に通知) ※①②に関わらず公務員の方は申請が必要です。 ※詳しくは、市ホームページ(<https://www.city.ageo.lg.jp/page/024120060101.html>)をご覧ください。 ※児童の住民票が市外にあるなど申請書が届いていない場合は連絡してください。

■住民税非課税世帯など

福祉総務課 ☎775-5118・☎775-9846

令和3年度住民税非課税世帯などに対し1世帯10万円の臨時特別給付金を予定しています。現時点では内容が確定していないため、国の方針が決まり次第、『広報あげお』や市ホームページなどでお知らせします。

インターネットによる 市有財産売却

施設課 ☎77555115
☎77519819

市で使用しなくなった公用車をK-SI官公庁オークションを利用して売却します。【車名】ニッサン/キャラバン(ワンボックス車) 【形状】消防車 【初年度登録年月】平成13年9月 【走行距離】53,000km 【予定価格】242,000円 【入札保証金】24,200円 【売却方法】一



売却する公用車

般競争入札 【入札参加申込期間】1月20日(休)13時～2月8日(火)14時 【入札期間】2月22日(火)13時～3月1日(火)13時 【開札】3月1日13時 ※車両の状況など詳しくは市ホームページをご覧ください。

工事に伴う 119番通報の 一時不通

指令課 ☎775-1311
☎770-1900

NTT東日本の交換機工事に伴い、上尾市・伊奈町消防指令センターへの「119番通報」と代表電話への連絡が一時的につながりにくくなります。工事時間帯の通報時には話中、または無音状態となる見通しです。ご理解・ご協力をお願いします。時1月20日(休)23時～21日(金)4時の間の約3分間 ※工事の内容についてはNTT東日本ホームページ(https://www.ntt-east.co.jp/pstn/cons_saitama/index.html)をご覧ください。

上(町谷)地区のスクールゾーン 規制の廃止と時間変更



学校保健課

☎775-9683・☎775-5633

上(町谷)地区のスクールゾーンを12月13日から一部区間の規制の廃止と時間変更を行いました。規制時間内に通行できる車両は、上尾警察署の許可を受けた車両や緊急自動車などに限ります。既に通行許可証を受けている人は、変更後も通行できます。許可証の取得方法は、上尾警察署(☎・☎773-0110)に問い合わせてください。

【規制変更箇所】

- ①規制を廃止
国道17号上(南)交差点から旧中山道押ボタン信号交差点までの区間
- ②規制時間の変更
7時15分～8時(土/日/祝を除く)



— 規制を廃止する区間
— 時間を変更する区間

市民コメント制度に 基づく意見募集

市内に在住・在勤・在学の人、市内に事務所・事業所・固定資産を有する人、利害関係者【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考とする ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見と市の回答を市ホームページで公表します。個別には回答しません。

上尾市地域防災計画(改定案)

危機管理防災課 ☎7755140
FAX77519927

災害対策基本法などの法令改正や国・県の防災に関する計画の改定内容を反映させるため、「上尾市地域防災計画」を改定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(改定案)の公表・意見募集期間】1月4日(火)～2月3日(木)【計画(改定案)・意見書の設置場所】危機管理防災課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(当日消印有効)またはファクス、メールで危機管理防災課(〒362-8501本町3-1-1、☎105000@city.ageo.lg.jp) <



上尾市国土強靱化地域計画(案)

危機管理防災課 ☎7755140
FAX77519927

大規模自然災害に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施し、強靱な地域づくりの推進を図るため、「上尾市国土強靱化地域計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】1月4日(火)～2月3日(木)【計画(案)・意見書の設置場所】危機管理防災課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(当日消印有効)またはファクス、メールで危機管理防災課(〒362-8501本町3-1-1、☎105000@city.ageo.lg.jp) <

上尾市ICT化推進計画(案)

ICT推進課 ☎7755113
FAX77519921

市役所におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進方針などを定めた「上尾市ICT化推進計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】1月4日(火)～2月3日(木)【計画(案)・意見書の設置場所】ICT推進課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(当日消印有効)またはファクス、メールでICT推進課(〒362-8501本町3-1-1、☎102700@city.ageo.lg.jp) <



第11次上尾市交通安全計画(案)

交通防犯課 ☎7755138
FAX77519927

交通施策により市民生活の安全を確保するため、適切かつ効果的な方を総合的に推進する基本計画となる「第11次上尾市交通安全計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】1月21日(金)～2月21日(月)【計画(案)・意見書の設置場所】交通防犯課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所・公民館 ※市ホームページにも掲載します。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、直接か郵送(当日消印有効)またはファクス、メールで交通防犯課(〒362-8501本町3-1-1、☎209000@city.ageo.lg.jp) <

新型コロナワクチン関連情報 追加接種(3回目接種)



市ホームページ

接種費用
無料

健康増進課
☎774-1411・☎776-7355
市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
☎0570-002-203

新型コロナワクチンを2回接種した日から、8カ月経過した人に順次接種券を送付します。まだ初回接種(1・2回目接種)が済んでいない人(これから12歳になる人など)は、引き続き接種可能ですので、希望する人は早めに予約してください。

3回目接種可能時期

2回目接種日から8カ月後となるため、接種可能となる日が人によって異なります。接種券に同封の予防接種済証に3回目接種可能日を記載しているのので、その日以降の日付で予約・接種を行ってください。

- ※国の方針により変更する場合があります(12月15日現在)。
- ※2回目接種後に市に転入した人で追加接種を希望する人は、別途申請が必要です。詳しくは市ホームページまたは健康増進課に問い合わせてください。

3回目接種券発送

【発送時期】3回目接種可能日の1~2週間前
②2回目を接種後、原則8カ月以上経過し、上尾市に住民票がある18歳以上の人

【接種可能時期の目安】

2回目 接種月	令和3年 5月まで	6月
↓		↓
3回目 接種月	令和4年 1月	2月

使用するワクチン

ファイザーまたはモデルナ

※モデルナは国の供給が開始され次第接種を予定しています。
※1・2回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、上記ワクチンを使用します。

ワクチン接種までの流れ

1. 接種券が届く(郵送)

※黄色い封筒でお送りします。

接種券の内容に誤りがないか確認してください。

【同封書類】①予防接種済証(宛名用紙と同一)②接種券付き予診票③市の案内リーフレット④接種実施会場一覧表⑤新型コロナワクチンの説明書

2. 医療機関/接種会場を選択し、予約する



※市内約80の医療機関で接種が可能です。

ワクチンを受ける医療機関を同封の「接種実施会場一覧表」から選択し予約してください。なお、医療従事者の人は勤務先の医療機関で接種を受けられる場合があります。詳しくは勤務先の医療機関に確認してください。

3. ワクチンを接種する

予約した会場に行き接種してください。

予約方法(以下の4つの方法のいずれか)

<p>1 市予約サイトでWEB予約</p> <p>接種券番号とパスワード(生月日)でログインして予約してください。</p> <p>※8カ月後以降だけ選択できるようになっています。</p>  <p>予約サイト (24時間)</p>	<p>2 市コールセンターで電話予約</p> <p>オペレーターが希望の日時・医療機関を伺い、接種予約を行います。対象の医療機関は、接種券に同封の「接種実施会場一覧表」をご確認ください。</p>  <p>0570-002-203 (毎日9~17時 〈12/29~1/3を除く〉)</p>	<p>3 予約おたすけ窓口で予約支援</p> <p>令和4年2・3月に市内8カ所(支所など)の会場で、接種予約を支援します。</p> <p>※詳しくは、接種券に同封の「市の案内リーフレット」をご確認ください。</p>	<p>4 直接医療機関へ予約</p> <p>接種券に同封の「接種実施会場一覧表」の電話番号へ連絡し、各医療機関の案内に沿って予約してください。</p>
--	---	---	--

■健康被害 西保健センター ■ワクチン全般 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
救済制度 ☎774-1411(平日8時30分~17時) ☎0120-761-770(毎日9~21時)

ワクチン接種は強制ではありません。職場や周りの人などに接種を強制することや、接種の有無で差別的な扱いをすることのないようお願いします。

上尾税務署から 確定申告のお知らせ

上尾税務署
〒362-8504西門前577
☎770-1800(自動音声案内)

■ご自宅のパソコン・スマートフォンからe-Taxのご利用を

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告会場に出向かなくても、^{インターネット}e-Taxで申告書を提出できます。※郵送でも提出できます。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。また、確定申告などに関する質問は、税務相談チャットボットを利用してください。



動画で見る確定申告



確定申告書等作成
コーナー



税務相談チャットボット

≪e-Tax・作成コーナーの操作などに
関する問い合わせ≫
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
☎0570-01-5901
(月)～(金)(祝、年末年始を除く)

■所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告会場を開設

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、還付申告の申告
相談を2月15日(火)以前も受け付けます。

時2月1日(火)～3月15日(火)(土)(日)(祝を除く)9時～(受け付け/8時30分～16時) ※2月20日(日)・27日(日)は開場しません。
所上尾税務署 ※申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。※当日分の入場整理券の配付が終了次第、相談受付は終了となります。

※3月は大変混雑し、入場整理券の配付終了が予想されるため、できるだけ2月中にお越しください。

※スマートフォンを持っている人は、会場では基本的にスマートフォンを利用した申告書作成になります。



国税庁LINE
公式アカウント

税理士による所得税確定申告無料相談

関東信越税理士会上尾支部事務局 ☎776-8777

①会場における無料相談(事前予約制) 時(1)2月8日(火)・9日(水)10～13時、13時30分～16時30分(2)2月14日(月)・15日(火)9～12時、13～16時 所(1)おけがわメイン3階イベント広場「OK EGAWA hon プラス+」(桶川市若宮1-5-2) ※無料駐車場はありません。(2)上尾県税事務所(南239-1) 申1月13日(木)・14日(金)10～15時に電話で、関東信越税理士会上尾支部事務局へ ※先着順です。

②税理士事務所による電話相談 時2月2日(水)～15日(火)(土)(日)(祝を除く)9時30分～12時、13～16時 ※各日の担当税理士事務所は、関東信越税理士会上尾支部事務局へ問い合わせてください。申告書の作成はできません。

●①②共通 関次の(a)～(c)のいずれかに該当する人(a)年金受給者(b)給与所得者で医療費控除を受ける(c)年の途中で退職・就職したまたは年末調整が済んでいない ※所得の種類などにより受け付けできない場合があります。

青色申告者対象の 所得税確定申告相談会

上尾商工会議所
☎773-3111・☎775-9090

時2月17日(木)・24日(木)・25日(金)、
3月3日(木)・8日(火)・9日(水)9時30分～15時30分(11時30分～13時30分を除く) 所上尾商工会議所(二ツ宮750) 関個別決算指導、納税相談

※各会場に来場するときは、マスクを着用し、できる限り少人数でお越しください。入場の際に検温を実施します。せき・発熱などの症状がある人は入場をお断りする場合があります。

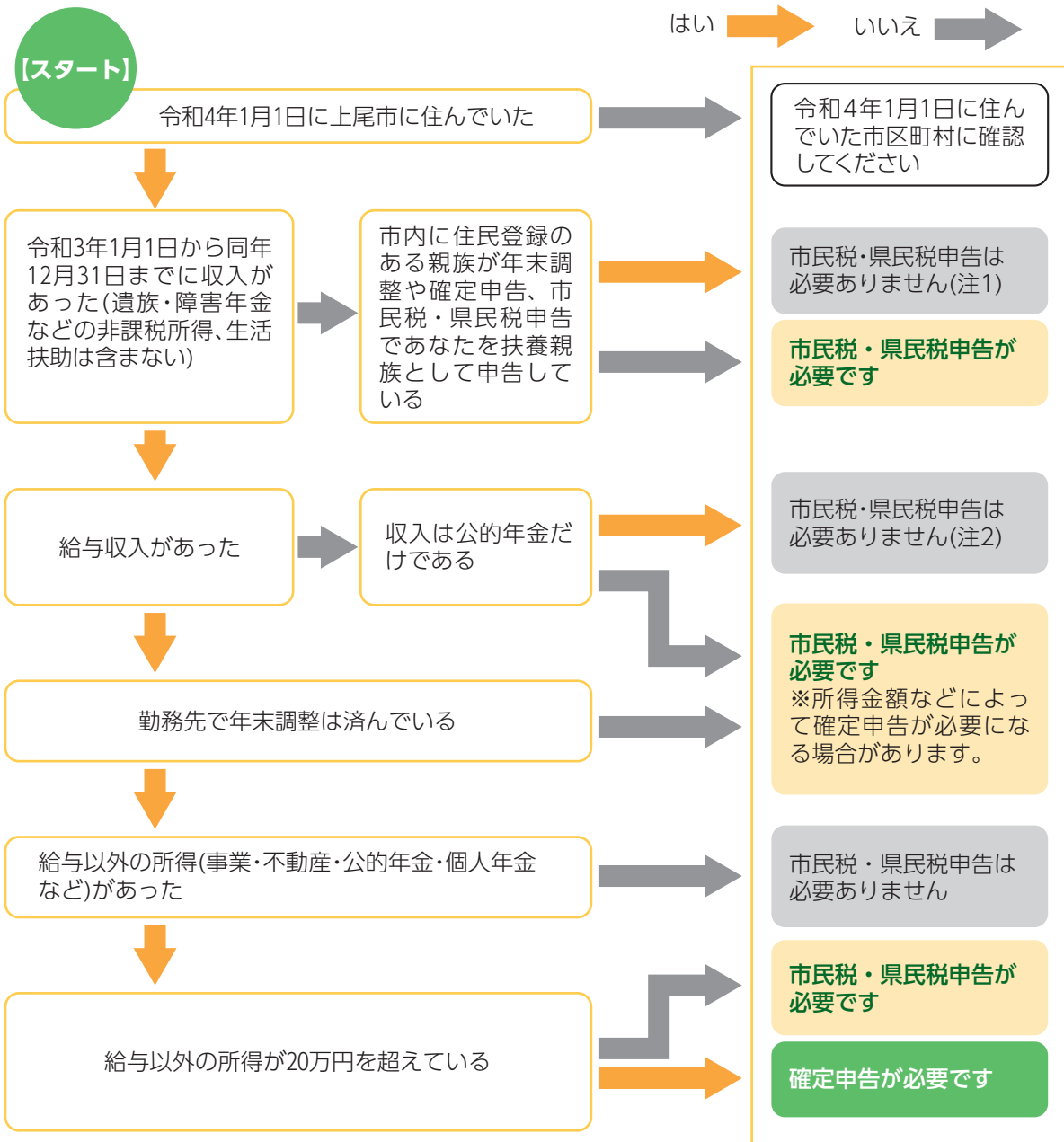
市民税・県民税の申告

市民税課
TEL 775-5131・5132
FAX 775-9846

申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)

市民税・県民税申告書は、前年度に提出した人などに1月末に発送します。また、申告書は市民税課、各支所・出張所で配布、市ホームページからダウンロードもできます。

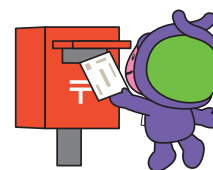
申告が必要かどうかは、下記のフローチャートで確認してください。※一般的な例を示しています。なお、所得税の確定申告をした人は、市民税・県民税の申告は原則不要です。



(注1) 収入がなかった場合でも、課税(非課税)証明書を取得する人などは申告が必要になる場合があります。
(注2) 公的年金収入400万円超の場合、確定申告が必要となる場合があります。また、医療費控除や生命保険料控除、納付書または口座振替で納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの所得控除を追加したい場合は、申告が必要です。

●申告の方法

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 市民税・県民税の申告は郵送で



①郵送

申告書に必要事項を記入し、「申告に用意するもの」で該当する書類(写し可)を添付して、郵送で市民税課(〒362-8501本町3-1-1)へ

②市民税課申告書受付箱に投かん

①と同じ書類を市民税課の窓口にある、申告書受付箱へ

【①②共通】提出された資料は返却しません。資料の返却や受付書が必要な人は、切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒を同封してください。申告書のコピーが必要な人は、提出前にコピーをしてください。必要な資料が添付されていない場合は、記入した所得や控除を修正します。

③申告会場に来場

「申告に用意するもの」「市民税・県民税申告受付会場」を確認の上、来場してください。

申告会場開設に伴い、申告期間中(土も含む)、市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行いません。

市民税・県民税申告受付会場

※対象地区は混雑緩和のための目安です。都合が合わない場合は、他の日程にお越しください。

とき	ところ	対象地区
2/16(水)	文化センター	本町・東町・原市(1316~1440番地)
2/17(木)		宮本町・愛宕・栄町・日の出・上尾宿・上尾村・上尾下
2/18(金)		緑丘・上町・仲町・二ツ宮・原新町
2/21(月)		上・久保・南・菅谷・須ヶ谷・上平中央・西門前・錦町・平塚
3/1(火)	原市公民館	瓦葺・尾山台団地
3/2(水)		原市北・原市中・五番町・原市団地
3/3(木)		原市(1316~1440番地を除く)
3/7(月)	市民体育館	西上尾第一団地
3/8(火)		西上尾第二団地
3/9(水)		春日・弁財・柏座・谷津・富士見
3/10(木)		今泉・向山・川・大谷本郷・中新井・戸崎・西宮下
3/11(金)		上野・上野本郷・平方・平方領々家・西貝塚・壱丁目・地頭方・堤崎
3/14(月)	大石公民館	泉台・井戸木・中妻・浅間台
3/15(火)		藤波・中分・領家・畔吉・小泉・小敷谷(西上尾第一・第二団地を除く)

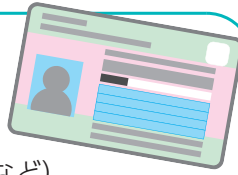
※受付時間はいずれも9時15分~15時です。

●会場での注意事項

- 会場は常時換気します。来場する際は、マスクを着用し防寒対策をして、できる限り少人数でお越しください。入場時に検温を行います。せき・発熱などの症状がある人は入場をお断りする場合があります。
- 受付順に整理券を配付し、順番にご案内します。例年、**午前中は大変混雑します。**
- 駐車スペースに限りがあるため、来場の際は公共交通機関をご利用ください。
- 市民体育館、原市・大石公民館では、室内履きを持参してください。外履きはビニール袋などに入れ、自己管理してください。
- 事業・不動産所得、分離所得(土地・株式の譲渡)、雑損控除、初年度(適用1年目)の住宅借入金特別控除などがある人で、所得税の納税または還付がある人や繰越損失がある人は会場では申告できません。

●申告に用意するもの

- 申告書
- 本人確認ができる物
(マイナンバーカードや自動車運転免許証など)
- マイナンバーが確認できる物



所得・控除を証明する書類

- 令和3年分給与所得・公的年金などの源泉徴収票など収入金額が分かる物
- 各種控除を証明できる証明書・領収書(令和3年中に支払ったもの)
- 社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険など)・生命保険料・地震保険料・寄付金・各種障害者手帳
- 医療費控除を受ける場合は、医療費の明細書 ※右記の「医療費控除を受ける人へ」をご覧ください。

●医療費控除を受ける人へ

- 令和3年中に支払った医療費について「医療費控除の明細書」を作成してください(医療を受けた人ごとで、病院・薬局ごとに支払金額と保険などで補てんされた金額を集計する)。
- 医療費の領収書の添付または提示は不要です(ただし、領収書は5年間の保存が必要)。
- 医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付することで「医療費控除の明細書」の明細欄の記入を省略できます。

●配当・譲渡所得の申告について

- 配当・譲渡所得で源泉徴収された市民税・県民税の還付や充当を希望する場合は、市民税・県民税の納税通知書が届くまでに、確定申告をしてください。
- 申告不要制度の対象となる配当・譲渡所得は、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択できます。市民税・県民税において、所得税で申告した配当・譲渡所得の全部を申告不要とする場合は、市民税・県民税の納税通知書が届くまでに、確定申告または市民税・県民税申告で課税方式の選択をしてください。また、所得税と市民税・県民税で一部だけ異なる課税方式を選択する場合は、市民税・県民税の納税通知書が届くまでに、市民税・県民税申告書を提出してください。

寝たきりや認知症の高齢者への控除

高齢介護課 ☎775-5126・☎776-8872

■寝たきりや認知症の高齢者の障害者・特別障害者控除

市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。 ※身体障害者手帳などを持っている人は、手帳を提示することで控除を受けられます。 ☑要介護認定を受けている人で、次の①～④の全てに該当する人①市内に住所がある②認定基準日(対象年の12月31日)現在で満65歳以上③寝たきりや準寝たきり(屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出できない)、認知症(日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られる)である④本人またはその家族の扶養者で、税の控除が必要 ※要介護認定を受けていない人は、医師の診断書(高齢介護課にある)の提出が必要です。 ☑直接、高齢介護課へ ※「障害者控除対象者認定書」は、申請から約10日で郵送します。

■寝たきりの高齢者が使用のおむつ代の医療費控除

- **初めて控除を受ける人** 医師が発行する「おむつ使用証明書」(高齢介護課、一部医療機関にある)が必要です。
- **2年目以降の人** 市が交付する「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」が必要です。確認書は、申請から約10日で郵送します。 ☑要介護認定を受けている人で、介護保険主治医意見書の内容により、次の①②の全てに該当する人①寝たきり状態である②尿失禁の可能性ある ※条件に該当しない場合は、医療機関で再度「おむつ使用証明書」を取得してください。 ☑直接、高齢介護課へ